

- 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十三年金融庁・財務省・経済産業省告示第一号）

改正後	改正前
<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号。以下「規則」という。）第八十三条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項は、次項に定める自己資本の構成に関する開示事項、<u>第三項に定める定性的な開示事項及び第四項に定める定量的な開示事項とする。</u></p> <p><u>2 自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。</u></p> <p><u>3 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</u></p> <p>（削る）</p> <p>一～五 （略）</p> <p><u>六 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）</u></p> <p>イ～ト （略）</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号。以下「規則」という。）第八十三条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項は、次項に定める定性的な開示事項及び<u>第三項に定める定量的な開示事項とする。</u></p> <p>（新設）</p> <p><u>2 定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>一 <u>自己資本調達手段の概要</u></p> <p>二～六 （略）</p> <p><u>七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）</u></p> <p>イ～ト （略）</p>

七～九 (略)

十 貸借対照表の科目が前項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

4 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。  
(削る)

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

八～十 (略)

(新設)

3 定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 自己資本の構成に関する次に掲げる事項

イ 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額

(1) 資本金及び資本剰余金

(2) 利益剰余金

(3) 自己資本比率告示第十七条第二項に規定するステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合

(4) 基本的項目の額のうち(1)から(3)までに該当しないもの

(5) 自己資本比率告示第十七条第一項第一号から第四号までの規定により基本的項目から控除した額

(6) 自己資本比率告示第十七条第一項第五号の規定により基本的項目から控除した額

ロ 自己資本比率告示第十八条に定める補完的項目の額及び自己資本比率告示第十九条に定める準補完的項目の額の合計額

ハ 自己資本比率告示第二十条に定める控除項目の額

ニ 自己資本の額

三 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ～ホ (略)

(削る)

㇆ 単体総所要自己資本額（自己資本比率告示第十四条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じた額をいう。第六条第一項第七号において同じ。）

二 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ～ホ (略)

㇆ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第六十条第二項第二号、第百六条、第百六十条第二項第二号及び第二百三十条（自己資本比率告示第百八条及び第百十七条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト～ヌ (略)

三・四 (略)

五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ～ホ (略)

㇆ 単体自己資本比率及び単体基本的項目比率（自己資本比率告示第十四条の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合をいう。第六条第二号において同じ。）

㇇ 単体総所要自己資本額（自己資本比率告示第十四条の算式の分母の額に八パーセントを乗じた額をいう。第六条第五号において同じ。）

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ～ホ (略)

㇆ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第二十条第一項第二号及び第五号（自己資本比率告示第百八条及び第百十七条第一項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額

ト～ヌ (略)

四・五 (略)

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 商工組合中央金庫がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百三十条の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10)～(12) (略)

ロ 商工組合中央金庫が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 自己資本比率告示第二百三十条の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4)・(5) (略)

ハ 商工組合中央金庫がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百八十五条の五第二項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

イ 商工組合中央金庫がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百三十条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10)～(12) (略)

ロ 商工組合中央金庫が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 自己資本比率告示第二百三十条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4)・(5) (略)

ハ 商工組合中央金庫がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百八十五条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (略)

ニ 商工組合中央金庫が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(3) (略)

(4) 自己資本比率告示第二百八十五条の五第二項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

六 (略)

七 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項（特定取引に係るものを除く。第四条第四項第八号において同じ。）

イ～ニ (略)

(削る)

ホ (略)

八・九 (略)

(単体自己資本比率を算出する場合における中間事業年度の開示事項)

第三条 規則第八十三条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項は、前

(10) (略)

ニ 商工組合中央金庫が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(3) (略)

(4) 自己資本比率告示第二百八十五条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

七 (略)

八 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項（特定取引に係るものを除く。第四条第三項第九号において同じ。）

イ～ニ (略)

ホ 自己資本比率告示第十八条第一項第一号の規定により補完的項目に算入した額

ハ (略)

九・十 (略)

(単体自己資本比率を算出する場合における中間事業年度の開示事項)

第三条 規則第八十三条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項は、前

条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項、同条第三項第十号に定める貸借対照表の科目が同条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明及び同条第四項に定める定量的な開示事項とする。この場合において、同条第三項第十号及び第四項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同項中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項のうち、前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。

(連結自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)  
第四条 規則第八十四条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項は、次項に定める自己資本の構成に関する開示事項、第三項に定める定性的な開示事項及び第四項に定める定量的な開示事項とする。

2 自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

3 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）

条第三項に定める定量的な開示事項とする。この場合において、同項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と読み替えるものとする。

(新設)

(連結自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)  
第四条 規則第八十四条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項は、次項に定める定性的な開示事項及び第三項に定める定量的な開示事項とする。

(新設)

2 定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）

に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ （略）

ハ 自己資本比率告示第九条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ 連結グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

（削る）

ホ （略）

（削る）

三～六 （略）

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入

に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

ロ （略）

ハ 自己資本比率告示第九条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

ニ 自己資本比率告示第八条第一項第二号イからハマまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

ホ 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号。以下「法」という。）第三十九条第一項第六号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第七号に掲げる会社であつて、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

ハ （略）

ニ 自己資本調達手段の概要

三～七 （略）

八 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する

する場合に限る。)

イ～ト (略)

八～十 (略)

十一 自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

4 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 その他金融機関等であつて商工組合中央金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回つた会社の名称と所要自己資本を下回つた額の総額  
(削る)

場合に限る。)

イ～ト (略)

九～十一 (略)

(新設)

3 定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 自己資本比率告示第八条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回つた会社の名称と所要自己資本を下回つた額の総額

二 自己資本の構成に関する次に掲げる事項

イ 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額

(1) 資本金及び資本剰余金

(2) 利益剰余金

(3) 連結子法人等の少数株主持分の合計額

(4) 自己資本比率告示第五条第二項に規定するステップ・アップ金利等を上乘せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合

(5) 基本的項目の額のうち(1)から(4)までに該当しないもの

(6) 自己資本比率告示第五条第一項第一号から第四号までの



二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ～ホ (略)  
(削る)

へ 連結総所要自己資本額（自己資本比率告示第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じた額をいう。第六条第一項第七号において同じ。）

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ～ホ (略)

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

規定により基本的項目から控除した額

(7) 自己資本比率告示第五条第一項第五号の規定により基本的項目から控除した額

ロ 自己資本比率告示第六条に定める補完的項目の額及び自己資本比率告示第七条に定める準補完的項目の額の合計額

ハ 自己資本比率告示第八条に定める控除項目の額

ニ 自己資本の額

三 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ～ホ (略)

へ 連結自己資本比率及び連結基本的項目比率（自己資本比率告示第二条の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合をいう。第六条第二号において同じ。）

ト 連結総所要自己資本額（自己資本比率告示第二条の算式の分母の額に八パーセントを乗じた額をいう。第六条第五号において同じ。）

四 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ～ホ (略)

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

)並びに自己資本比率告示第六十条第二項第二号、第百六条、第百六十条第二項第二号及び第二百三十条(自己資本比率告示第百八条及び第百七条第一項において準用する場合に限る。

)の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト～ヌ (略)

四・五 (略)

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百三十条の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10)～(12) (略)

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 自己資本比率告示第二百三十条の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

)並びに自己資本比率告示第八条第一項第三号及び第六号(自己資本比率告示第百八条及び第百七条第一項において準用する場合に限る。)の規定により資本控除した額

ト～ヌ (略)

五・六 (略)

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百三十条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10)～(12) (略)

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 自己資本比率告示第二百三十条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4)・(5) (略)

ハ 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百八十五条の五第二項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (略)

ニ 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(3) (略)

(4) 自己資本比率告示第二百八十五条の五第二項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

七 (略)

八 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ～ニ (略)

(削る)

ホ (略)

九・十 (略)

(4)・(5) (略)

ハ 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百八十五条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (略)

ニ 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(3) (略)

(4) 自己資本比率告示第二百八十五条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

八 (略)

九 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ～ニ (略)

ホ 自己資本比率告示第六条第一項第一号の規定により補完的項目に算入した額

ハ (略)

十・十一 (略)

(連結自己資本比率を算出する場合における中間事業年度の開示事項)

第五条 規則第八十四条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項は、前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項、同条第三項第一号に定める連結の範囲に関する事項、同項第十一号に定める自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明並びに同条第四項に定める定量的な開示事項とする。この場合において、同条第三項第十一号及び第四項中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同項中「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項のうち、前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

(四半期の開示事項)

第六条 規則第八十六条に規定する経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(連結自己資本比率を算出する場合における中間事業年度の開示事項)

第五条 規則第八十四条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項は、前条第三項に定める定量的な開示事項とする。この場合において、同項中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(新設)

(四半期の開示事項)

第六条 規則第八十六条に規定する経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 単体総自己資本比率及び連結総自己資本比率
- 二 単体Tier 1比率及び連結Tier 1比率
- 三 単体普通株式等Tier 1比率及び連結普通株式等Tier 1比率
- 四 単体及び連結における総自己資本の額
- 五 単体及び連結におけるTier 1資本の額
- 六 単体及び連結における普通株式等Tier 1資本の額
- 七 単体総所要自己資本額及び連結総所要自己資本額
- 八 第二条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項
- 九 第二条第三項第十号に掲げる事項
- 十 第四条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項
- 十一 第四条第三項第十一号に掲げる事項
- 十二 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第十四条第一号の算式における普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier 1資本に係る基礎項目の額若しくは同条第三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段又は自己資本比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier 1資本に係る基礎項目の額若しくは同条第三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。次号において同じ。）に関する契約内容の概要
- 十三 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細

- 一 単体自己資本比率及び連結自己資本比率
- 二 単体基本的項目比率及び連結基本的項目比率
- 三 単体及び連結における自己資本の額
- 四 単体及び連結における基本的項目の額
- 五 単体総所要自己資本額及び連結総所要自己資本額

- 2 前項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により作成し、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第二号により作成し、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第三号により作成しなければならない。
- 3 第一項第九号及び第十一号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

附 則

（適用時期）

第一条 この告示は、平成二十五年三月三十一日から適用する。

（自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置）

第二条 この告示による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号二、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（次項において「新告示」という。）第二条第二項、第三条第二項又は第六条第二項の規定に基づき、別紙様式第一号により作成する自己資本の構成に関する開示事項は、平成三十年三月三十日までの間は、附則別紙様式第一号により作成しなければならない。

2 新告示第四条第二項、第五条第二項又は第六条第二項の規定に基づき、別紙様式第二号により作成する自己資本の構成に関する開示事項は、平成三十年三月三十日までの間は、附則別紙様式第二号により作成しなければならない。

(別紙様式第一号)

(単位：百万円、%)

項目	国際様式の 該当番号
<b>普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)</b>	
普通株式に係る株主資本の額	1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	1a
うち、利益剰余金の額	2
うち、自己株式の額 (△)	1c
うち、社外流出予定額 (△)	26
うち、上記以外に該当するものの額	
普通株式に係る新株予約権の額	1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	
うち、危機対応準備金の額	3
うち、特別準備金の額	
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	6
<b>普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)</b>	
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	8+9
うち、のれんに係るものの額	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	9
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	10
繰延ヘッジ損益の額	11
適格引当金不足額	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	14
前払年金費用の額	15
自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	19
うち、無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに	20

	限る。)に関連するものの額		
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額			22
	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額		23
	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		24
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		25
その他 Tier1 資本不足額			27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)			28
<b>普通株式等 Tier1 資本</b>			
普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)			29
<b>その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)</b>			
	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	31a	30
	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	31b	
	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	32	
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額			
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			33+35
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)			36
<b>その他 Tier1 資本に係る調整項目</b>			
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額			37
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			38
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			39
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			40
Tier2 資本不足額			42
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)			43
<b>その他 Tier1 資本</b>			
その他 Tier1 資本の額 ((ニ) - (ホ)) (ヘ)			44
<b>Tier1 資本</b>			
Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)			45
<b>Tier2 資本に係る基礎項目 (4)</b>			
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			46



Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額		
Tier2 資本調達手段に係る負債の額		
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額		
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		47+49
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額		50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額		50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額		50b
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)		51
<b>Tier2 資本に係る調整項目</b>		
自己保有 Tier2 資本調達手段の額		52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		53
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		54
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		55
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)		57
<b>Tier2 資本</b>		
Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)		58
<b>総自己資本</b>		
総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)		59
<b>リスク・アセット (5)</b>		
リスク・アセットの額 (ヲ)		60
<b>自己資本比率</b>		
普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))		61
Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))		62
総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))		63
<b>調整項目に係る参考事項 (6)</b>		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		73
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		74
繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		75
<b>Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)</b>		
一般貸倒引当金の額		76
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額		77
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等		78

向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額		79
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項（8）</b>		
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額		82
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		83
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額		84
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		85

(注)

(1) 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（パーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙一における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目

- a 「繰延ヘッジ損益」とは、財務諸表等規則第六十七条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が自己資本比率告示第十七条第一項第二号の評価・換算差額等の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。  
なお、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- b 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法を採用した場合において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。
- c 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第一号に掲げる額をいう。
- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第二号に掲げる額をいう。
- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第三号に掲げる額をいう。
- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達

手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第一号に掲げる額をいう。

h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第二号に掲げる額をいう。

i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第三号に掲げる額をいう。

(3) その他 Tier1 資本に係る基礎項目

a 「その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。

b 「特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額」に係る「国際様式の該当番号」欄には、資本調達手段の種類に応じ 31 又は 32 の番号を記載すること。

(4) Tier2 資本に係る基礎項目

a 「Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。

b 「一般貸倒引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第十九条第一項第五号イに掲げる額をいう。

c 「適格引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第十九条第一項第五号ロに掲げる額をいう。

(5) リスク・アセット

「リスク・アセットの額」とは、自己資本比率告示第十四条各号の算式の分母の額をいう。

(6) 調整項目に係る参考事項

a 「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。

b 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

c 「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

d 「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

(7) Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

a 「一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内

部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百三十三条第二号に掲げる額とする。)に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。

b 「適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、内部格付手法を採用した場合において、自己資本比率告示第百三十三条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

(8) 資本調達手段に係る経過措置に関する事項

a 「適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier1 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

b 「適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier2 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

(別紙様式第二号)

(単位：百万円、%)

項目	国際様式の 該当番号
<b>普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)</b>	
普通株式に係る株主資本の額	1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	1a
うち、利益剰余金の額	2
うち、自己株式の額 (△)	1c
うち、社外流出予定額 (△)	26
うち、上記以外に該当するものの額	
普通株式に係る新株予約権の額	
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	3
うち、危機対応準備金の額	
うち、特別準備金の額	
普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額	5
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	6
<b>普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)</b>	
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。) の額の合計額	8+9
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。) の額	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	9
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	10
繰延ヘッジ損益の額	11
適格引当金不足額	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	14
前払年金費用の額	15
自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	19

うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額		23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		25
その他 Tier1 資本不足額		27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)		28
<b>普通株式等 Tier1 資本</b>		
普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)		29
<b>その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)</b>		
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		31a
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額		31b
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額		32
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額		
その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額		34-35
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		33+35
うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		33
うち、商工組合中央金庫の連結子法人等（商工組合中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額		35
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)		36
<b>その他 Tier1 資本に係る調整項目</b>		
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額		37
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		38
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		39
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		40
Tier2 資本不足額		42
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)		43

<b>その他 Tier1 資本</b>		
その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ))	(へ)	44
<b>Tier1 資本</b>		
Tier1 資本の額 ((ハ) + (へ))	(ト)	45
<b>Tier2 資本に係る基礎項目 (4)</b>		
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		46
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額		
Tier2 資本調達手段に係る負債の額		
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額		
Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額		48-49
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		47+49
うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		47
うち、商工組合中央金庫の連結子法人等（商工組合中央金庫の特別目的会社を除く。）の発行する資本調達手段の額		49
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額		50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額		50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額		50b
Tier2 資本に係る基礎項目の額	(チ)	51
<b>Tier2 資本に係る調整項目</b>		
自己保有 Tier2 資本調達手段の額		52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		53
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		54
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		55
Tier2 資本に係る調整項目の額	(リ)	57
<b>Tier2 資本</b>		
Tier2 資本の額 ((チ) - (リ))	(ヌ)	58
<b>総自己資本</b>		
総自己資本の額 ((ト) + (ヌ))	(ル)	59
<b>リスク・アセット (5)</b>		
リスク・アセットの額	(ヲ)	60
<b>連結自己資本比率</b>		
連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))		61
連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))		62

連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))		63
<b>調整項目に係る参考事項 (6)</b>		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		74
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		75
<b>Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)</b>		
一般貸倒引当金の額		76
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額		77
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		78
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額		79
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)</b>		
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額		82
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		83
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額		84
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		85

(注)

(1) 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙一における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目

- a 「繰延ヘッジ損益」とは、連結財務諸表規則第六十九条の五第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が自己資本比率告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。

なお、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。



- b 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法を採用した場合において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。
- c 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第一号に掲げる額をいう。
- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第二号に掲げる額をいう。
- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第三号に掲げる額をいう。
- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第一号に掲げる額をいう。
- h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第二号に掲げる額をいう。
- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第三号に掲げる額をいう。

(3) その他 Tier1 資本に係る基礎項目

- a 「その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。
- b 「商工組合中央金庫の特別目的会社等」は、商工組合中央金庫がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。以下同じ。
- c 「特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額」に係る「国際様式の該当番号」欄には、資本調達手段の種類に応じ 31 又は 32 の番号を記載すること。

(4) Tier2 資本に係る基礎項目

- a 「Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。
- b 「一般貸倒引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第七条第一項第六号イに掲げる額をいう。
- c 「適格引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第七条第一項第六号ロに掲げる額をいう。

(5) リスク・アセット

「リスク・アセットの額」とは、自己資本比率告示第二条各号の算式の分母の額をいう。

(6) 調整項目に係る参考事項

- a 「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。
- b 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- c 「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- d 「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

(7) Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

- a 「一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第三百三十三条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。
- b 「適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、内部格付手法を採用した場合において、自己資本比率告示第三百三十三条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

(8) 資本調達手段に係る経過措置に関する事項

- a 「適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier1 資本調達手段に係る基準額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。
- b 「適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier2 資本調達手段に係る基準額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。

## (別紙様式第三号)

1	発行者	
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	
	規制上の取扱い (1)	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 (2)	
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 (3)	
	連結自己資本比率	
	単体自己資本比率	
9	額面総額 (4)	
10	表示される科目の区分 (5)	
	連結貸借対照表	
	単体貸借対照表	
11	発行日 (6)	
12	償還期限の有無	
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	
15	初回償還可能日及びその償還金額 (7)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 (8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 (9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別 (10)	
18	配当率又は利率 (11)	
19	配当等停止条項の有無 (12)	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 (13)	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	
24	転換が生じる場合 (14)	
25	転換の範囲 (15)	
26	転換の比率 (16)	

27	転換に係る発行者の裁量の有無 (17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無 (18)	
31	元本の削減が生じる場合 (19)	
32	元本の削減が生じる範囲 (20)	
33	元本回復特約の有無 (21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 (22)	
36	非充足資本要件の有無 (23)	
37	非充足資本要件の内容 (23)	

(注)

- (1) 自己資本比率告示第二条第一号若しくは第十四条第一号の算式の普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額、第二条第二号若しくは第十四条第二号の算式のその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額又は第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式の Tier2 資本に係る基礎項目の額のうち、自己資本比率告示に基づき自己資本調達手段の額の全部又は一部が算入されるもの（普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額、その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額、Tier2 資本に係る基礎項目の額の別）を記載すること。
- (2) 商工組合中央金庫のほか、自己資本調達手段がその自己資本比率の算出において自己資本に算入される親法人等又は子法人等が存在する場合には、当該親法人等又は子法人等を記載すること。
- (3) 直近に公表された自己資本比率の算出において、自己資本に係る基礎項目の額に算入された額を記載すること。
- (4) 自己資本調達手段につき額面金額が定められていない場合には、記載を要しない。
- (5) 「連結貸借対照表」については、「株主資本」、「少数株主持分」及び「負債」のうち該当するものを記載し、「単体貸借対照表」については、「株主資本」及び「負債」のうち該当するものを記載すること。
- (6) 発行日を特定することが困難である場合には、記載を要しない。
- (7) 「初回償還可能日」とは、発行後五年を経過した日以後の日であって、発行者が初めて償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。以下同じ。）を行うことが可能な日をいう。
- (8) 「特別早期償還特約」とは、一定の事由が生じた場合には発行後五年を経過する日前に償還等を行うことを可能とする特約をいう。
- (9) 「任意償還可能日」とは、発行者による償還等が可能な日をいう。
- (10) 配当率（利率）が、固定配当率（利率）の場合には「固定」と、変動配当率（利率）の場合は「変動」と、当初は固定配当率（利率）であって一定期間経過後に変動配当率（利率）に変更される場合は「固定から変動」と、当初は変動配当率（利率）であって一定期間経過後に固定配当率（利率）に変更される場合は「変動から固定」と記載すること。
- (11) 変動配当率（利率）については、その基準とする市場金利の名称及びこれに加算する百分率を記載すること。

ただし、私募や相対取引の方法により行われたため配当率又は利率が一般に公表されていない資本調達手段については、これらを資本調達手段の特性（通貨・満期の有無及び償還期限・期限前償還条項の有無等）ごとに区分し、当該区分ごとに基準日における加重平均利率を開示することができる。

- (12) 「配当等停止条項」とは、剰余金の配当又は利息の支払の停止を行った場合における同等以上の質の自己資本調達手段に係る剰余金の配当又は利息の支払に関する発行者に対する制約事項を定める条項をいう。
- (13) 発行者の有する剰余金の配当又は利息の支払についての裁量に応じて、「完全裁量」、「部分裁量」又は「裁量なし」のうち、該当するものを記載すること。
- (14) 他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合の概要を記載すること。
- (15) 他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合において、当該転換が生じる自己資本調達手段の範囲に応じて、「常に全部転換」、「全部転換又は一部転換」又は「常に一部転換」のうち、該当するものを記載すること。
- (16) 他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合において、自己資本調達手段一つにつき交付される他の資本調達手段の数を記載すること。なお、転換比率の修正に関する条項が定められている場合には、当該転換比率の修正に係る概要も記載すること。
- (17) 他の種類の資本調達手段への転換に係る発行者の有する裁量に応じて、「完全裁量」、「部分裁量」又は「裁量なし」のうち、該当するものを記載すること。
- (18) 「元本の削減」には、自己資本調達手段の元本金額が減額される場合のほか、当該自己資本調達手段が無償で発行者に譲渡される場合等、実質的に元本の削減と同じ効果が生じる場合を含む。
- (19) 元本の削減が生じる場合の概要を記載すること。
- (20) 元本の削減が生じる場合において、元本の削減が生じる自己資本調達手段の範囲に応じて、「常に全部削減」、「全部削減又は一部削減」又は「常に一部削減」のうち、該当するものを記載すること。
- (21) 「元本回復特約」とは、元本の削減後に一定の事由を満たすことを条件として当該削減された元本部分の全部又は一部の回復を可能とする旨の特約をいう。
- (22) 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段が存在しない場合は、「一般債務」と記載すること。
- (23) 「非充足資本要件」とは、自己資本調達手段の額の全部又は一部が算入される自己資本に係る基礎項目の額の区分に応じ、自己資本比率告示に定める普通株式の要件、その他 Tier1 資本調達手段の要件又は Tier2 資本調達手段の要件のうち、当該自己資本調達手段が充足しないものをいい、複数の非充足資本要件がある場合には、実質破綻認定時損失吸収条項（自己資本比率告示第六条第四項第十五号、第七条第四項第十号、第十八条第四項第十五号又は第十九条第四項第十号に定める要件をいう。）など、自己資本調達手段の損失吸収力を判断するために特に重要と認められるものを記載することができる。

(附則別紙様式第一号)

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
<b>普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通株式に係る株主資本の額		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額		1a
うち、利益剰余金の額		2
うち、自己株式の額 (△)		1c
うち、社外流出予定額 (△)		26
うち、上記以外に該当するものの額		
普通株式に係る新株予約権の額		1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		3
うち、危機対応準備金の額		
うち、特別準備金の額		
経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額		
………… (その内訳を記載)		
…………		
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)		6
<b>普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額		8+9
うち、のれんに係るものの額		8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		9
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額		10
繰延ヘッジ損益の額		11
適格引当金不足額		12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		14
前払年金費用の額		15
自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額		16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額		17
少数出資金融機関等の普通株式の額		18

特定項目に係る十パーセント基準超過額			19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額			22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			25
その他 Tier1 資本不足額			27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)			28
<b>普通株式等 Tier1 資本</b>			
普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)			29
<b>その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)</b>			
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			31a
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額			31b
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額			32
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額			
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			33+35
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額			
…………… (その内訳を記載)			
……………			
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)			36
<b>その他 Tier1 資本に係る調整項目</b>			
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額			37
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			38
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			39
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			40
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額			

の合計額			
..... (その内訳を記載)			
.....			
Tier2 資本不足額			42
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)			43
<b>その他 Tier1 資本</b>			
その他 Tier1 資本の額 ((ニ) - (ホ)) (ヘ)			44
<b>Tier1 資本</b>			
Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)			45
<b>Tier2 資本に係る基礎項目 (4)</b>			
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			46
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額			
Tier2 資本調達手段に係る負債の額			
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額			47+49
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額			50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額			50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額			50b
経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額			
..... (その内訳を記載)			
.....			
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)			51
<b>Tier2 資本に係る調整項目</b>			
自己保有 Tier2 資本調達手段の額			52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			53
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			54
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			55
経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額			
..... (その内訳を記載)			
.....			
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)			57
<b>Tier2 資本</b>			
Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)			58
<b>総自己資本</b>			



総自己資本の額 ((ト) + (ヌ))	(ル)			59
<b>リスク・アセット (5)</b>				
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額				
………… (その内訳を記載)				
…………				
リスク・アセットの額の合計額	(ヲ)			60
<b>自己資本比率</b>				
普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))				61
Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))				62
総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))				63
<b>調整項目に係る参考事項 (6)</b>				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				73
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				74
繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				75
<b>Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)</b>				
一般貸倒引当金の額				76
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額				77
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)				78
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額				79
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)</b>				
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額				82
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)				83
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額				84
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)				85

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示 (株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準 (平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号) をいう。以下同じ。) において使用する用語の例によるものとする。

(1) 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙一における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目

- a 「繰延ヘッジ損益」とは、財務諸表等規則第六十七条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が自己資本比率告示第十七条第一項第二号の評価・換算差額等の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。  
なお、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- b 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法を採用した場合において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。
- c 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第一号に掲げる額をいう。
- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第二号に掲げる額をいう。
- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第三号に掲げる額をいう。
- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第一号に掲げる額をいう。
- h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第二号に掲げる額をいう。
- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第三号に掲げる額をいう。

(3) その他 Tier1 資本に係る基礎項目

- a 「その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。
- b 「特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額」に係る「国際様式の該当番号」欄には、資本調達手段の種類に応じ 31 又は 32 の番号を記載すること。

(4) Tier2 資本に係る基礎項目

- a 「Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。
- b 「一般貸倒引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第十九条第一項第五号イに掲げる額をいう。
- c 「適格引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第十九条第一項第五号ロに掲げる額をいう。

(5) リスク・アセット

「リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第十四条各号の算式の分母の額をいう。

(6) 調整項目に係る参考事項

- a 「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。
- b 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- c 「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- d 「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

(7) Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

- a 「一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第三百三十三条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。
- b 「適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、内部格付手法を採用した場合において、自己資本比率告示第三百三十三条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

(8) 資本調達手段に係る経過措置に関する事項

- a 「適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier1 資本調達手段に係る基準額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。
- b 「適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier2 資本調達手段

に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
<b>普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通株式に係る株主資本の額		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額		1a
うち、利益剰余金の額		2
うち、自己株式の額 (△)		1c
うち、社外流出予定額 (△)		26
うち、上記以外に該当するものの額		
普通株式に係る新株予約権の額		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額		3
うち、危機対応準備金の額		
うち、特別準備金の額		
普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額		5
経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額		
…………… (その内訳を記載)		
……………		
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)		6
<b>普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		8+9
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額		8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		9
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額		10
繰延ヘッジ損益の額		11
適格引当金不足額		12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		14
前払年金費用の額		15
自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額		16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額		17
少数出資金融機関等の普通株式の額		18

特定項目に係る十パーセント基準超過額			19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額			22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			25
その他 Tier1 資本不足額			27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)			28
<b>普通株式等 Tier1 資本</b>			
普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)			29
<b>その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)</b>			
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			31a
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額			31b
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額			32
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額			
その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額			34-35
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			33+35
うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額			33
うち、商工組合中央金庫の連結子法人等（商工組合中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額			35
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額			
…………… (その内訳を記載)			
……………			
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)			36
<b>その他 Tier1 資本に係る調整項目</b>			
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額			37

意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			38
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			39
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			40
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額			
…………… (その内訳を記載)			
……………			
Tier2 資本不足額			42
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)			43
<b>その他 Tier1 資本</b>			
その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)			44
<b>Tier1 資本</b>			
Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)			45
<b>Tier2 資本に係る基礎項目 (4)</b>			
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額			
Tier2 資本調達手段に係る負債の額			46
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額			
Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額			48-49
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			47+49
うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額			47
うち、商工組合中央金庫の連結子法人等（商工組合中央金庫の特別目的会社を除く。）の発行する資本調達手段の額			49
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額			50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額			50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額			50b
経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額			
…………… (その内訳を記載)			
……………			
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)			51
<b>Tier2 資本に係る調整項目</b>			
自己保有 Tier2 資本調達手段の額			52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			53
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			54

その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			55
経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額			
..... (その内訳を記載)			
.....			
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)			57
<b>Tier2 資本</b>			
Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)			58
<b>総自己資本</b>			
総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)			59
<b>リスク・アセット (5)</b>			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額			
..... (その内訳を記載)			
.....			
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)			60
<b>連結自己資本比率</b>			
連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))			61
連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))			62
連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))			63
<b>調整項目に係る参考事項 (6)</b>			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額			72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額			73
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額			74
繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額			75
<b>Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)</b>			
一般貸倒引当金の額			76
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額			77
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)			78
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額			79
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)</b>			
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額			82
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)			83



適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額			84
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			85

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。

(1) 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙一における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目

a 「繰延ヘッジ損益」とは、連結財務諸表規則第六十九条の五第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が自己資本比率告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。

なお、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

b 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法を採用した場合において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。

c 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第一号に掲げる額をいう。

e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第二号に掲げる額をいう。

f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第三号に掲げる額をいう。

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第一号に掲げる額をいう。

h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシ

ング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第二号に掲げる額をいう。

- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第三号に掲げる額をいう。

(3) その他 Tier1 資本に係る基礎項目

- a 「その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。
- b 「商工組合中央金庫の特別目的会社等」は、商工組合中央金庫がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。以下同じ。
- c 「特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額」に係る「国際様式の該当番号」欄には、資本調達手段の種類に応じ 31 又は 32 の番号を記載すること。

(4) Tier2 資本に係る基礎項目

- a 「Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。
- b 「一般貸倒引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第七条第一項第六号イに掲げる額をいう。
- c 「適格引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第七条第一項第六号ロに掲げる額をいう。

(5) リスク・アセット

「リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第二条各号の算式の分母の額をいう。

(6) 調整項目に係る参考事項

- a 「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。
- b 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- c 「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- d 「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

(7) Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

- a 「一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第三百三十三条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。
- b 「適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、内部格付手法を採用した場合において、自

己資本比率告示第百三十三条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

(8) 資本調達手段に係る経過措置に関する事項

- a 「適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier1 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。
- b 「適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier2 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。